

別記（建設業者団体）宛

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
(公 印 省 略)

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について

建設業における社会保険加入対策については、行政機関や元請・下請建設業者団体、発注者団体等を構成員とする建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（平成24年5月設置・平成29年5月改組。以下「社保協議会」という。）等において、関係者一体となって、取組を進めているところです。

そのうち、現場に入場する労働者単位での未加入者対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年7月通知・平成28年7月改定、以下「下請指導ガイドライン」）に基づき、平成29年度以降においては、適切な保険加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとし、元請企業に対し、作業員名簿の社会保険加入についての記載事項の確認のほか、必要に応じて社会保険加入証明書類等の確認に努めるよう要請してきたところです。この結果、企業別、労働者別の社会保険の加入率については他産業と遜色がない水準まで上昇しているほか、法定福利費の受取状況についても改善傾向が認められるなど一定の効果を上げています。

こうした中、令和元年度の建設業法等の一部改正において建設業許可基準の見直しが行われ、令和2年10月から建設業者の社会保険の加入が建設業許可・更新の要件とされるなど、企業単位での社会保険の加入確認の厳格化が講じられ、また同改正により施工体制台帳に社会保険の加入状況等を記載することが必要となり、実質的に作業員名簿の作成が義務化されたことから、技能者単位における社会保険の加入確認の厳格化についても措置を講ずることが求められます。これについては、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成30年6月22日）において、「作業員名簿の添付を制度化する場合には、建設キャリアアップシステムを活用した書類作成の効率化など、建設企業の負担軽減にもあわせて取り組むべき」とされたことも踏まえ、元請企業による社会保険の加入状況の確認及び指導については、登録時に加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用することを原則とする方針とするため、「下請指導ガイドライン」を別添のとおり改訂するとともに、同ガイドラインの取扱いについて下記のとおり周知いたします。本ガイドラインの改訂内容については本年10月1日から適用することとしております。

つきましては、貴団体傘下の会員企業等に対して速やかに周知徹底をお願いするとともに、これらの趣旨を踏まえた社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に進むよう、適切な指導を行っていただくようお願いいたします。

記

1 「下請指導ガイドライン」の改訂について

「下請指導ガイドライン」について、別添のとおり改訂する。

(1) 元請企業の役割と責任

①建設キャリアアップシステム活用の原則化・推進

・各作業員の社会保険加入状況の確認を行う際には建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、閲覧画面等において作業員名簿を確認して社会保険加入状況の確認を行うことを原則化

・建設キャリアアップシステムに登録している建設企業を下請企業として選定することを推奨

・技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入

(「第1 趣旨」「第2 元請企業の役割と責任(3) 下請企業選定時の確認・指導等(5) 作業員名簿を活用した確認・指導」関係)

②保険加入情報の記載の真正性確保に向けた措置

・建設キャリアアップシステムで社会保険の加入状況を確認できない場合、建設企業及び作業員について社会保険に加入していることを証する関係資料等のコピーを提示させる(電子データによる確認も可)など、真正性の確保に向けた措置を講ずること

・一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員については、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、適切な施工体制台帳・施工体系図を作成

(「第2 元請企業の役割と責任(3) 下請企業選定時の確認・指導等(5) 作業員名簿を活用した確認・指導」関係)

③例外的に現場入場を認める「特段の理由」を明記

特段の理由により未加入の作業員の現場入場を認める場合については、以下のような場合に限定

・例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合

・当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

また、仮に特段の理由により現場入場を認めた場合であっても、元請企業は作業員名簿を作成した下請企業に対し、当該作業員を適切な保険に加入させるよう引き続き指導するとともに、必要に応じて当該加入指導の記録を保存し、再三の指導に応じない場合には下請企業に対し、当該作業員について現場入場を認めないとの取扱いとすること。

(「第2 元請企業の役割と責任(5) 作業員名簿を活用した確認・指導」関係)

(2) 下請企業の役割と責任

実態が雇用労働者である一人親方との早期の雇用契約締結等

- ・下請企業の役割と責任として、請負契約にある一人親方について実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させること

(「第3 下請企業の役割と責任(2) 雇用する労働者の適切な社会保険への加入」関係)

2 「下請指導ガイドライン」の取扱いについて

「下請指導ガイドライン」について、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 建設キャリアアップシステムの活用について

1) 元請企業

建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、施工体制台帳の作成や現場管理の効率化を行うこと。また、下請企業に建設キャリアアップシステムの登録内容について常に最新の状態にするよう促すこと。建設キャリアアップシステムを活用した社会保険の加入状況の確認については参考資料1を参考にすること。

2) 下請企業

元請企業による確認を効率化するためにも、建設キャリアアップシステムの登録内容について常に最新の状態にすること。社会保険の加入状況の登録情報が「無し」となっている場合、社会保険関係書類を元請企業に提出することに留意すること。

(2) 対象となる社会保険について

建設業における社会保険未加入対策で対象となっているのは、労働者を雇用する企業ごとに加入する、健康保険、年金保険及び雇用保険である。個人の責任において加入する国民健康保険及び国民年金は含まない。

(3) 対象となる作業員について

建設業において取り組んでいる社会保険未加入対策は、建設業を所管する国土交通省の立場に基づいて「建設業を営むもの」を対象に行っている。については測量業、設計業や警備業等については「下請指導ガイドライン」の対象外である。

また、「下請指導ガイドライン」の対象は現場に従事する建設労働者であり、事務員、清掃員や場内整備員、残土運搬運転手等、それ以外の労働者の保険加入状況まで把握しようとするものではない。

なお、警備業等他の業種や労働者についても、法令に基づき適切な保険に加入することは必要である。

(4) 現場入場時点で60歳以上の作業員について

平成28年7月28日付け国土建労第429号の通知にて、現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の作業員については「特段の理由」として現場入場を認めている。この取扱いについては年金の受給に係る資格期間の短縮や

70 歳までの就業機会の確保について多様な選択肢が整備されることを踏まえ、令和 4 年 4 月 1 日以降の請負契約より本取扱いを撤廃する。

なお、この取扱いは法人や 5 人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属し、常用的に雇用される 60 歳以上 70 歳未満の厚生年金保険未加入作業員について特段の理由から外すことであり、厚生年金保険法 12 条に規定される適用除外の作業員を現場から排除するものではないことに留意すること。

(5) 雇用と請負の明確化について

1) 元請企業

「下請指導ガイドライン」では、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、適切な保険に加入していることを確認できない場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導することとされている。

これを踏まえ元請企業は、以下のとおり改めて確認、指導を徹底すること。

- ・作業員名簿に記載された作業員のうち、雇用される労働者は、雇用する企業が関係法令に照らして必要な社会保険に適切に加入させる必要があり、雇用する企業の法人と個人事業主の別や従業員規模、当該労働者の就労形態等により加入させるべき社会保険が異なるため、確認にあたって留意すること。（参考資料 2 参照）
- ・一人親方として請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員について、実態が請負関係であれば再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すること。（参考資料 3 参照）

（「第 2 元請企業の役割と責任（5）作業員名簿を活用した確認・指導」関係）

2) 下請企業

「下請指導ガイドライン」では、下請企業は、その雇用する労働者と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、雇用する労働者については保険加入手続を適切に行うことが必要であるとされている。

雇用する労働者と請負関係にある者とは、以下のとおり保険加入にあたっての取扱いが異なるので、改めて対応を徹底すること。

①雇用する労働者

- ・労働者を雇用する企業は、関係法令に照らして必要な社会保険に作業員を適切に加入させる必要がある。雇用する企業の法人と個人事業主の別や規模、当該労働者の就労形態等により、加入させるべき保険は異なるため、適切な保険への加入を徹底すること。（参考資料 2 参照）

②請負関係にある者

- ・一人親方と請負契約を締結する下請企業は、再下請負通知書及び請負契約書を適切に作成し、元請企業に提出する必要がある。

なお、事業主が社会保険料の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法（昭和22年法律第141号）等の労働関係法令に抵触するおそれがある。形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者であれば社会保険等に参加させる必要があるため、このことにも留意して適切な保険に参加させること。（参考資料2参照）

（「第3 下請企業の役割と責任（2）雇用する労働者の適切な社会保険への加入」関係）

以上

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和2年10月1日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に未加入の作業員について、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、適切な施工体制台帳・施行体系図を作成すべき

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う
- ・ 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主(一人親方)として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ
- ・ 老後の生活保障の観点や、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備の観点から、請負関係にある一人親方について実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させること

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

- 建設業における社会保険の加入について、元請企業と下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行
- 令和元年の建設業法等の一部改正等を踏まえ、**ガイドラインを改訂(令和2年10月1日より施行)**

改訂の主な内容

○社会保険加入確認のCCUS活用原則化

- ・ **各作業員の社会保険の加入状況の確認を行う際にはCCUSの登録情報を活用し、閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を原則化**
- ・ CCUS登録企業を下請企業として選定することを推奨
- ・ 技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入
- ・ **CCUSを使用しない場合、建設企業及び各作業員について社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー(電子データ可)を提示させること**

○例外的に現場入場を認める「特段の理由」を明記

- ・ **特段の理由により未加入作業員の現場入場を認める場合は以下に限定**
 - 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - 社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

○一人親方について

- ・ 生活保障の観点や、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備の観点から、下請企業の役割と責任として、**請負関係にある一人親方について、実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させることを明確に規定**
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員については
 - 実態が請負であれば、下請企業と一人親方との関係を記載した**再下請負通知書及び請負契約書を元請企業に提出**
 - 元請企業は**適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すべきもの**であることを明確化

○事業者の社会保険加入状況の確認について

元請は、現場登録情報内に登録されている**施工体制情報をもとに**、事業者毎の社会保険加入状況を確認できる。

【閲覧イメージ】

510_閲覧

10_自社情報

20_所属技能者統計情報

30_技能者の検索

40_所属技能者就業履歴

50_施工体制登録情報

60_自社に関する現場・就業履歴

70_事業者の検索

80_申請情報の検索

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

620_施工体制登録

710_代行申請

事業基金1

閲覧 / 施工体制登録事業者一覧

ヘッダー

現場ID

61294729743971

現場名

虎ノ門再開発プロジェクト

情報

次数	事業者ID	事業者名	法人・個人区分	上下下請事業者					
				一次下請事業者		二次下請事業者		三次下請事業者	
	事業者ID	事業者名		事業者ID	事業者名	事業者ID	事業者名	事業者ID	事業者名
一	31513831375722	基金建設(株)	法人						
二	00455505249122	建設振興工務店(株)	法人	31513831375722	基金建設(株)				
三	58641991660022	(株)振興工業	法人	31513831375722	基金建設(株)	00455505249122	建設振興工務店(株)		

戻る

CSV出力

帳票出力

CSVファイル解説書

所在地

建設業許可

判定結果

適切な保険判定

所在地	電話番号	建設業許可番号	建設業許可の有効期限	判定結果	適切な保険判定						
					健康保険		厚生年金		雇用保険		
道府県以降					事業所整理記号	事業所番号	判定結果	事業所整理記号	事業所番号	判定結果	保険番号
市〇町3-2-1	047-111-1111	第111111号	2020/08/25~2025/08/24					123	123456		12345678901000
2	022-456-789	第222222号	2016/03/07~2022/08/29					456	123457		12345678901234
区〇町4-2-2	03-111-1111	第333333号	2016/09/04~2023/07/04					789	98765		

戻る

CSV出力

帳票出力

CSVファイル解説書

事業者の社会保険加入の確認が可能

1

○技能者の社会保険加入状況の確認について

元請は、前ページの施工体制情報の事業者一覧より、事業者IDをクリックすることで、事業者毎に当該現場に入場している技能者の社会保険加入状況を確認できる。

【閲覧イメージ】

510_閲覧

10_自社情報

20_所属技能者統計情報

30_技能者の検索

40_所属技能者就業履歴

50_施工体制登録情報

60_自社に関する現場・就業履歴

70_事業者の検索

80_申請情報の検索

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

620_施工体制登録

710_代行申請

720_所属技能者確認

閲覧 / 施工体制登録技能者一覧

ヘッダー

現場ID
61294729743971

現場名
虎ノ門再開発プロジェクト

事業者ID
58641991660022

事業者名
(株) ミラノ工務店

情報

技能者の所属事業者と異なる場合	技能者			就業内容			
	技能者ID	技能者名	フリガナ	職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱い、有害業務への従事有無
	30984644259721	技能者基金50	ギノウシャキキン50	型わく工・型わく工			無
	71052007501921	技能者基金47	ギノウシャキキン47	型わく工・型わく工			無
	87703407700001	技能者基金46	ギノウシャキキン46	型わく工・型わく工			無

情報

< 1 >

適切な保険加判定

血液型	健康保険		年金保険		雇用保険	
	加入	保険種類	加入	保険種類	加入	被保険者番号
AB						
AB						
AB						

作業内容等に必要な保有資格

登録基幹技能者	技能士	免許・資格	技能講習	特別教育	その他安全衛生講習
			フォークリフト運転 (最大荷重1t以上)		統括安全衛生責任者 (労働安全衛生法第15条)
					職長教育(労働安全衛生法第60条)
			型枠支保工の組立て等作業主任者		

技能者の社会保険加入の確認が可能

戻る

CSV出力

帳票出力

CSVファイル解説書

【参考1】施工体制情報から社会保険加入情報を確認する方法①

510_閲覧

10_自社情報

20_所属技能者統計情報

30_技能者の検索

40_所属技能者就業履歴

50_施工体制登録情報

60_自社に関する現場・就業履歴

70_事業者の検索

80_申請情報の検索

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

事業者基金1

閲覧 / 施工体制の登録がある現場検索

〇〇〇〇で表示している項目は元請にて非公開とした項目です。

検索条件

現場ID

61294729743971

現場名

就業履歴蓄積期間

開始日

終了日

クリア

クリア

☒ 自社に登録した現場

☐ 自社が施工体制に登録されている現場

現場事務所住所

郵便番号

ハイフン「-」なしで入力してください。

必要な情報を入力して検索

10_自社情報

20_所属技能者統計情報

30_技能者の検索

40_所属技能者就業履歴

50_施工体制登録情報

60_自社に関する現場・就業履歴

70_事業者の検索

80_申請情報の検索

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

住所2

検索

クリア

明細一覧

選択	現場ID	現場名	現場事務所の住所	現場担当者名
☒	61294729743971	虎ノ門開発プロジェクト	東京都港区虎ノ門1-1-1	事業者基金1

○手順
事業者メニュー「510_閲覧 50_施工体制登録情報」で必要項目を入力し、対象事業者の検索を行う。

検索結果より、該当現場を選択し、「施工体制登録事業者」を押下

70_事業者の検索

80_申請情報の検索

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

620_施工体制登録

710_代行申請

事業者				上位下請事業者					
次数	事業者ID	事業者名	法人・個人区分	一次下請事業者		二次下請事業者		三次下請事業者	
	事業者ID	事業者名		事業者ID	事業者名	事業者ID	事業者名	事業者ID	事業者名
一	31513831375722	基金建設(株)	法人						
二	00455505249122	建設振興工務店(株)	法人	31513831375722	基金建設(株)				
三	58641991660022	(株)振興工業	法人	31513831375722	基金建設(株)	00455505249122	建設振興工務店(株)		

戻る CSV出力 帳票出力 CSVファイル解説書

【閲覧イメージ】

510_閲覧

10_自社情報

20_所属技能者統計情報

30_技能者の検索

40_所属技能者就業履歴

50_施工体制登録情報

60_自社に関する現場・就業履歴

70_事業者の検索

80_申請情報の検索

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

620_施工体制登録

710_代行申請

閲覧 / 施工体制登録事業者一覧

ヘッダー

現場ID
61294729743971

情報

該当事業者を押下

回数	事業者ID	事業者名	法人個人
一	31513831375722	基金建設(株)	法人
二	00455505249122	建設振興工務店(株)	法人
三	58641991660022	(株)振興工業	法人

戻る CSV出力 帳票出力 CSVファイル解説書

510_閲覧

10_自社情報

20_所属技能者統計情報

30_技能者の検索

40_所属技能者就業履歴

50_施工体制登録情報

60_自社に関する現場・就業履歴

70_事業者の検索

80_申請情報の検索

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

620_施工体制登録

710_代行申請

720_所属技能者確認

閲覧 / 施工体制登録技能者一覧

ヘッダー

現場ID
61294729743971

現場名
虎ノ門再開発プロジェクト

事業者ID
58641991660022

事業者名
(株)ミラノ工務店

情報

技能者の所属事業者と異なる場合	技能者			就業内容			
	技能者ID	技能者名	フリガナ	職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱い、有害業務への従事有無
	30984844259721	技能者基金50	ギノウシャキキン50	型わく工・型わく工			無
	71052007501921	技能者基金47	ギノウシャキキン47	型わく工・型わく工			無
	87203407790821	技能者基金46	ギノウシャキキン46	型わく工・型わく工			無

戻る CSV出力 帳票出力 CSVファイル解説書

情報

血液型	適切な保険加判定						作業内容等に必要な保有資格					
	健康保険		年金保険		雇用保険		登録基幹技能者	技能士	免許・資格	技能講習	特別教育	その他安全衛生講習
	加入	保険種類	加入	保険種類	加入	被保険者番号						
▽ AB												統括安全衛生責任者(労働安全衛生法第15条)
▽ AB												職長教育(労働安全衛生法第60条)
▽ AB												型枠支保工の組立て等作業主任者

戻る CSV出力 帳票出力 CSVファイル解説書

技能者の社会保険加入の確認が可能

【参考2】CCUS作業員名簿の出力方法

○CCUSから出力した作業員名簿での社会保険加入状況確認について

元請は、現場登録情報内に登録されている施工体制情報をもとに、事業者毎に作業員名簿の出力が可能であり、その作業員名簿にて社会保険加入状況を確認できる。

【出力イメージ】

元請確認

作業員名簿

事業所の名称

61294729743971 虎ノ門再開発プロジェクト

(

2020年08月12日

作成

)

提出日

年

月

日

所長名

殿

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

1次会社名

31513831375722 基金建設(株)

(株)

(1次)

会社名

31513831375722 基金建設(株)

(株)

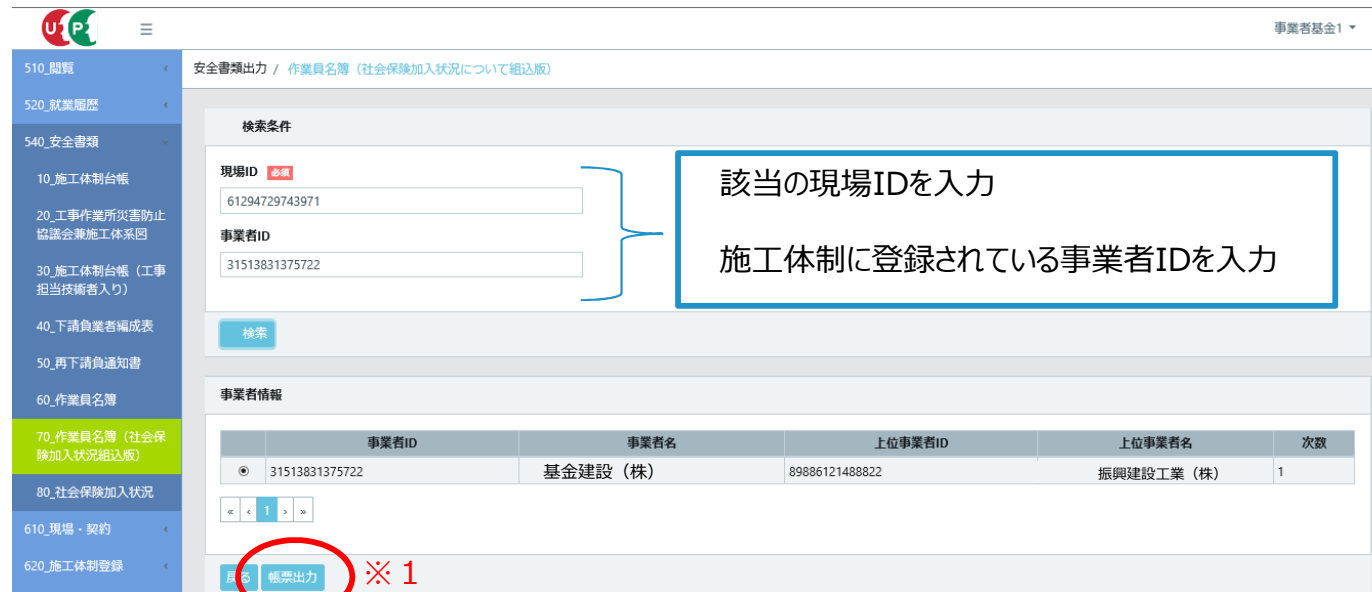
番号	フリガナ	職種	所属事業者 と異なる事業者 の元で就業 した場合	※	雇入年月日	生年月日	居住地	(TEL)	最近の検診診断日	血液型	特殊検診診断日	検診結果	教育・資格・免許	入場年月日
	氏名				経験年数	年齢	東京都港区	(TEL)	血圧	種別	年金保険	雇用保険		受入教育 実施年月日
	被験者ID													
1	ギノウシヤ キキン54	ビビエ ビビ エ		表立	年 月 日	1986 年 5 月 7 日	1050001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館5階	[03-5478-4586]	年 月 日	B	年 月 日	適用除外	足場の組立て等作業主任者	年 月 日
	被験者 基金54				年	34歳	被験者 基金54	[03-5478-4586]	-		厚生年金			年 月 日
	58386922819721									一般	-			年 月 日
2	ギノウシヤ キキン52	ビビエ ビビ エ		表立	年 月 日	1960 年 5 月 7 日	1050001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館5階	[03-5478-4586]	年 月 日	AB	年 月 日	適用除外	フォークリフトの運転(最大荷重1未満)	年 月 日
	被験者 基金52				年	60歳	被験者 基金52	[03-5478-4586]	-		厚生年金			年 月 日
	36066276086721									一般	7590			年 月 日
3	ギノウシヤ キキン58	ビビエ ビビ エ		表立	年 月 日	1986 年 5 月 7 日	1050001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館5階	[03-5478-4586]	2020 年 5 月 7 日	A	年 月 日	国民健康保険組合	小型車運転 建設機械(特殊運転機械) 建設機械-振動機-振動	

ダウンロード後、社会保険加入の確認が可能

【参考2】CCUS作業員名簿の出力方法

○手順 1

事業者メニュー「540_安全書類 70_作業員名簿(社会保険加入状況組込版)」にて必要項目を入力し、対象事業者を検索、帳票出力を行う。



検索条件

現場ID

事業者ID

検索

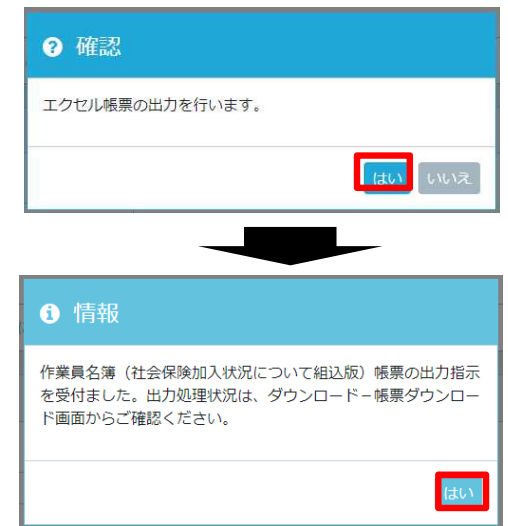
事業者情報

事業者ID	事業者名	上位事業者ID	上位事業者名	次数
31513831375722	基金建設 (株)	89886121488822	振興建設工業 (株)	1

1 5 帳票出力 ※ 1

※ 1 帳票出力押下後の画像

「帳票出力」をクリックすると上図のポップアップ文言が立ち上がる。



確認

エクセル帳票の出力を行います。

はい いいえ

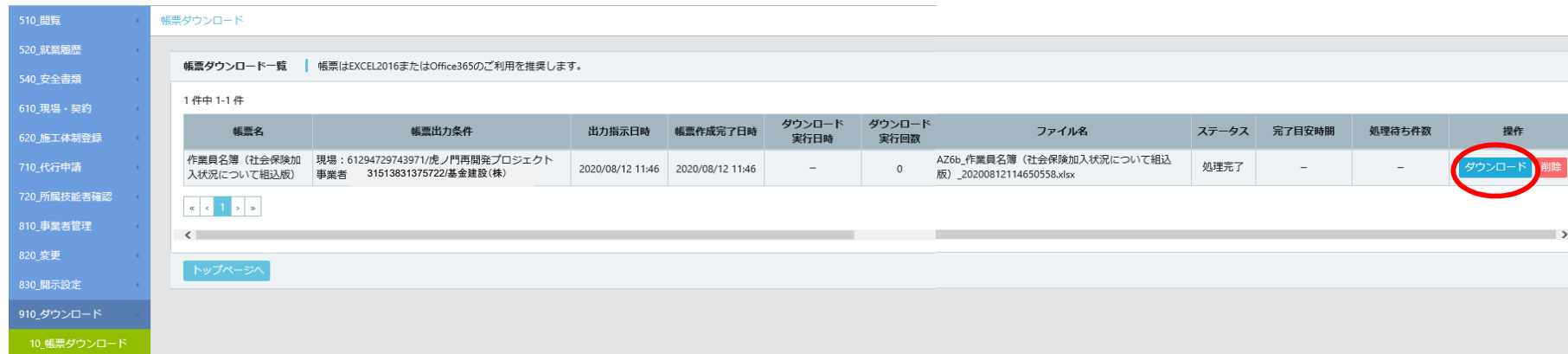
情報

作業員名簿(社会保険加入状況について組込版) 帳票の出力指示を受付しました。出力処理状況は、ダウンロード-帳票ダウンロード画面からご確認ください。

はい

○手順 2

事業者メニュー「910_ダウンロード 10_帳票ダウンロード」メニューより、【作業員名簿(社会保険加入状況組込版)】のダウンロードが可能



帳票ダウンロード

帳票ダウンロード一覧 | 帳票はEXCEL2016またはOffice365のご利用を推奨します。

1 件中 1-1 件

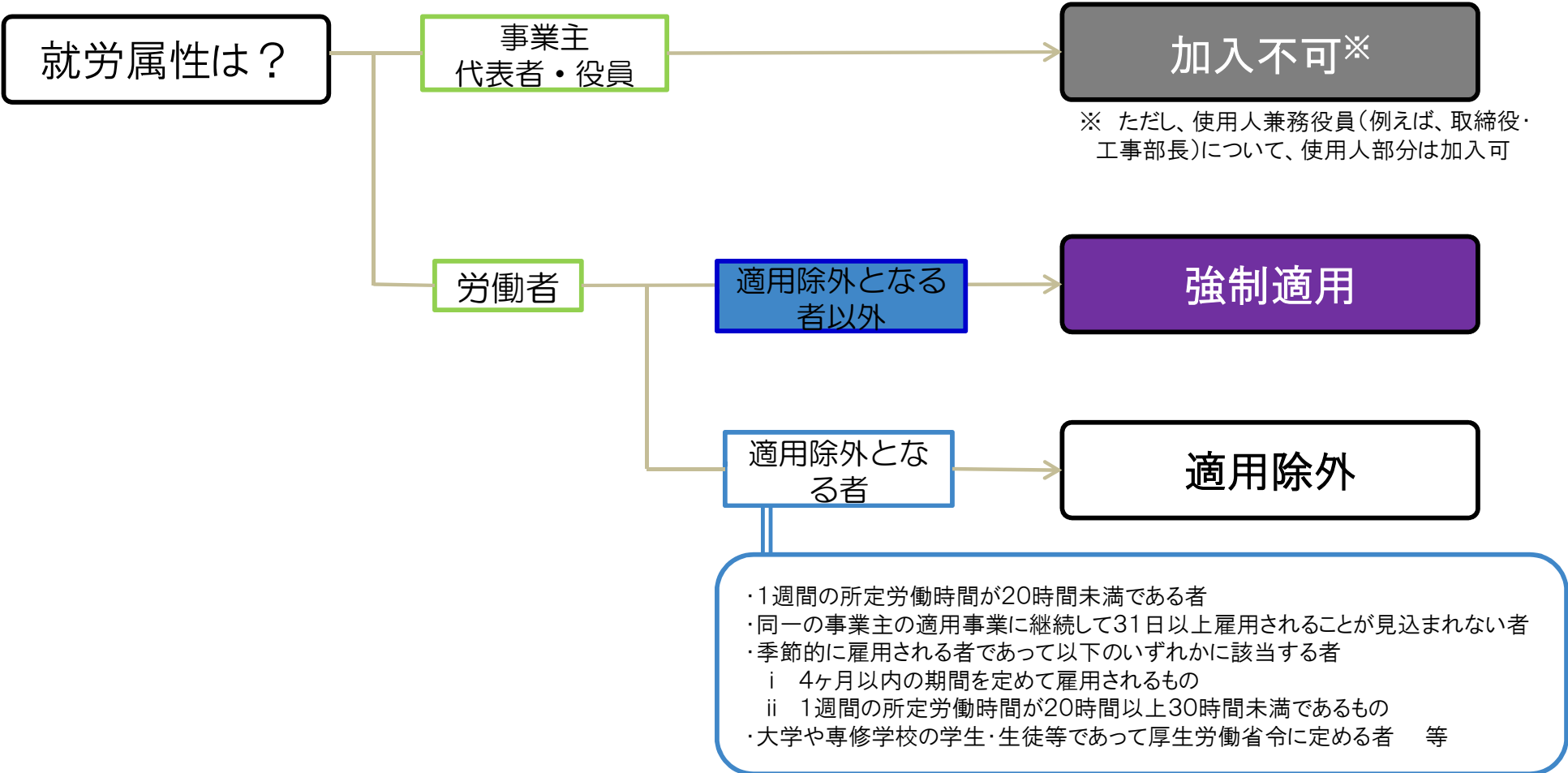
帳票名	帳票出力条件	出力指示日時	帳票作成完了日時	ダウンロード実行日時	ダウンロード実行回数	ファイル名	ステータス	完了目安時間	処理待ち件数	操作
作業員名簿(社会保険加入状況について組込版)	現場: 61294729743971/虎ノ門再開発プロジェクト 事業者 31513831375722/基金建設(株)	2020/08/12 11:46	2020/08/12 11:46	-	0	AZ6b_作業員名簿(社会保険加入状況について組込版)_20200812114650558.xlsx	処理完了	-	-	ダウンロード 削除

トップページへ

(参考)社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



- ・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

(参考)社会保険の適用関係について②

○医療保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。

事業所の形態は？

常時使用される者※が
5人未満の個人事業所

※家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。

法人事業所もしくは
常時使用される者※
が5人以上の個人事業所

※家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。

協会けんぽ等の

適用事業所で
はない※

※事業所従業員の1/2以上の加入同意がある場合、
健康保険に任意加入することができる

国民健康保険、国民健康
保険組合に個人で加入

適用事業所

適用事業所で働いて
いる人は？

法人代表者・役員
(常勤である者)

強制適用

個人事業主と、
その家族従業員

適用除外

常用労働者(適用除外
となる者以外)

強制適用

短時間労働者※

適用除外

※1週間の所定労働時間、及び、1月間の所
定労働日数が同一の事業所に使用される
通常の労働者の4分の3未満である者

適用除外となる者

適用除外

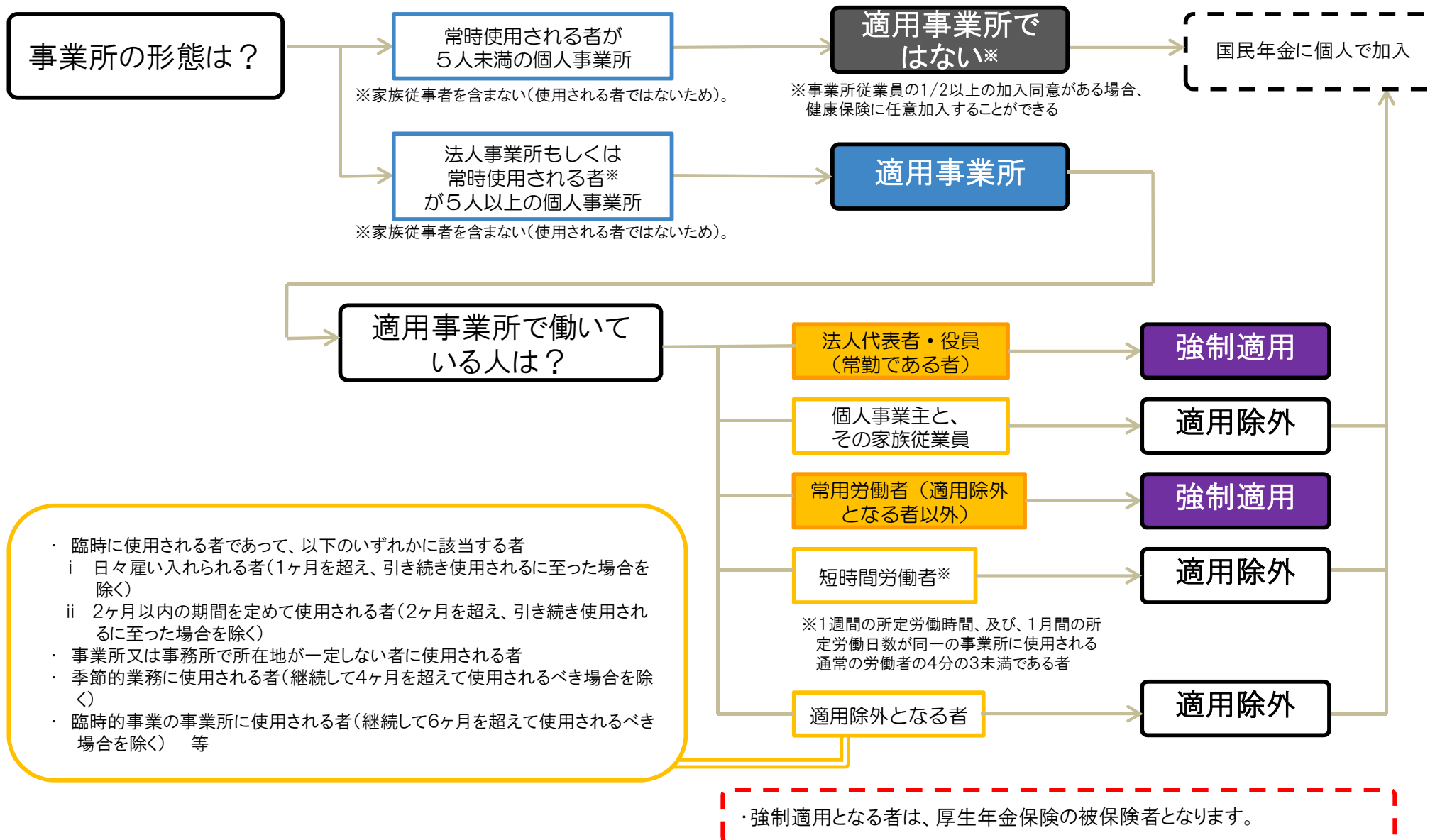
- ・ 臨時に使用される者であって、以下のいずれかに該当する者
 - i 日々雇い入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ii 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
- ・ 事業所又は事務所で所在地が一定しないものに使用される者
- ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
- ・ 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
- ・ 国民健康保険組合の事業所に使用される者
- ・ 後期高齢者医療の被保険者となる者
- ・ 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。)等

- ・ 適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
- ・ 生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

(参考)社会保険の適用関係について③

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。

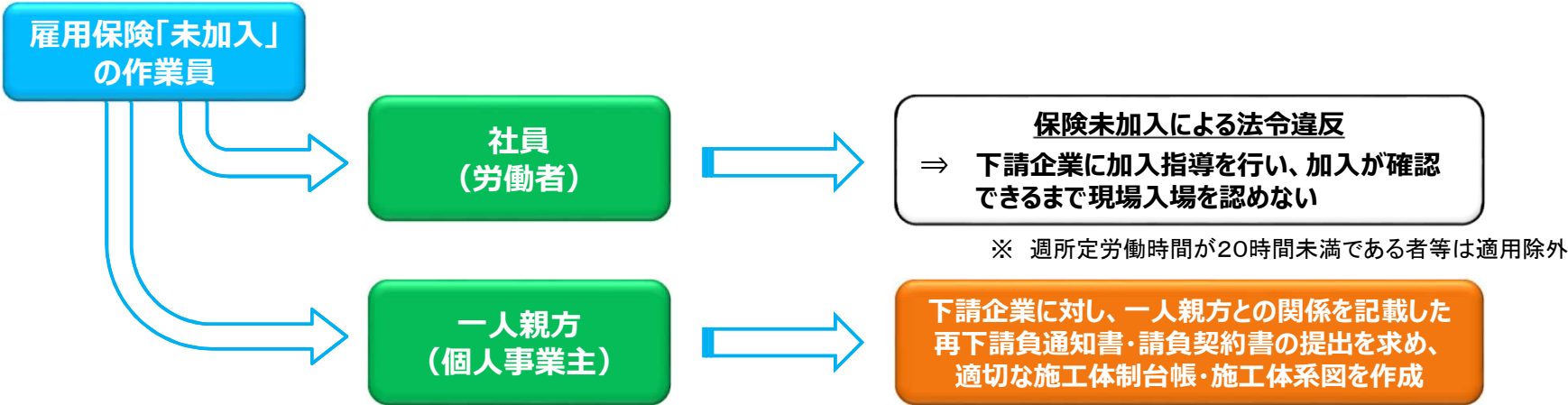


【下請指導ガイドラインにおける適切な保険】

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険		「下請指導ガイドライン」における 「適切な保険」の範囲
事業所の 形態	常用労働者 の数						
法人	1人～	常用 労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)	厚生年金	→	3保険
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)	厚生年金	→	医療保険及び年金保険
個人 事業主	5人～	常用 労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)	厚生年金	→	3保険
	1人～4人	常用 労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	→	雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で加入)
	—	事業主、 一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	→	(医療保険と年金保険については個人で加入)

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの
 : 個人の責任において加入するもの

【雇用保険未加入者に対する元請企業の確認フロー】



(参考)雇用と請負の明確化について

■ 労働者である社員と請負関係になる者を明確に区分すること

社会保険加入に関する下請指導ガイドライン

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載すること。事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがある。

(中略) 保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

(A) 労働者である社員：雇用保険については全ての労働者、健康保険及び厚生年金保険については従業員5人未満の個人事業主に雇用され者、その他法令上の適用除外に該当する者を除き、事業主は保険に加入させることが必要

(B) 請負関係にある者：個人で国民健康保険、国民年金に加入

①下請企業

- ✓ 下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分
- ✓ (A) の労働者である社員について、下請企業は、適切な保険に加入させる
- ✓ (B) の請負関係にある者について、下請企業は、請負契約を締結し、再下請負通知書及び請負契約書を元請企業に提出

②元請企業

- ✓ 雇用保険に加入していない作業員については、実態が請負であれば、再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、施工体制台帳・施工体系図を作成
- ✓ 元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が労働者である社員か請負関係にある者か疑義がある場合には、下請企業に確認を求めるなど、作業員が適切な保険に加入しているか確認する

■ 「一人親方」の労働者性に関する注意点

社会保険加入に関する下請指導ガイドライン

事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として(中略)労働関係法令に抵触するおそれがある。

○ 労働者ではなく個人事業主である一人親方は、基本的に個人で国民年金や国民健康保険に加入するが、**形式が請負契約であっても、実態が労働者であれば労働者として社会保険に加入する必要がある** (※労働者によっては入場する現場により働き方が異なる場合もある)

○ 社会保険料の支払いを免れるために、雇用関係にあった労働者と請負契約を結ぶことは関係法令に抵触するおそれ

⇒ 詳しくは『みんなで進める一人親方の保険加入(社会保険加入にあたっての判断事例集)』を参照